

## 1. 支援対象事業及び募集

### (1) 「共同研究事業」とは

日本と台湾の双方の大学等の研究機関が科学技術分野のテーマについて共同で研究を行うに当たり、協会が日本側研究機関に対して、当該研究に要する経費の全部又は一部を支援する事業をいいます。

主な支援対象研究分野は、先端技術（IT分野、生命科学、新素材等）、環境・エネルギー、医療・福祉、防災とします。他の分野（基礎科学分野を含む。）であっても、日台技術交流の促進上重要と認められる場合には、対象とすることがあります。

### (2) 「共同研究事業計画申請書」の作成及び提出について

共同研究事業の実施を希望する日本の研究機関は代表者名で「共同研究事業計画申請書」（様式1）を作成し、前年度の12月25日までに提出してください。

### (3) 参加者について

#### 要件

）大学等研究機関に所属する常勤の研究者

）大学の名誉教授、客員教授、外国人研究者及びその他研究の必要性に応じたもの。ただし、代表者は上記）に限る。

）当該研究の遂行に十分な能力と経験を有するポストドクターならびに大学院博士課程・修士課程在籍者

）上記以外の研究者のうち、事前に協会に承認を受けた者

#### 在籍証明書の提出

各参加者毎に在籍証明書を代表者を通じて協会に提出してください。なお、本提出時期は、採用決定後で差し支えありません。

### (4) 研究期間について

支援対象として採用される旨の通知があった日（各年度の4月1日以降）から翌年3月31日まで（3月31日以前に研究が終了した場合には、その終了日まで）を対象とします。

研究が多年度にまたがる場合には、3年間を限度とします。その場合でも下記4.の「事業の継続」に従い各年度毎に申請を行ってください。但し、それまでの研究状況及び申請状況等によっては、不採用または支援金額の減額をすることもあります。

また、各年度毎に下記5.記載のとおり報告書の提出及び精算を行ってください。

### (5) 支援経費について

支援金額は1件200万円以内で、支援対象経費は当該研究実施のために必要な以下の経費です。

外国旅費：共同研究目的地までの旅費

日本側参加者に係る台湾への旅費

(外国出張の渡航先は、原則として台湾のみとします。ただし、当該共同研究の研究成果発表を目的とする学会出席やフィールドワーク実施のために台湾以外の国を訪問することは可能です。この場合には、事前に協会に対し第三国出張届出を提出してください。)

2.(2)ご参照)

(渡航費、食費、宿泊費、国内旅費、保険)

台湾側参加者に係る日本への渡航費

(日本以外への外国出張にかかる経費の支出は認められません。)

**国内旅費：日本側参加者**

国内出張に係る経費

**台湾側参加者**

日本滞在中の滞在費、国内旅費及び保険

但し、他の団体から経費が支給される場合は支給しません。

**研究費**：消耗品、謝金、印刷製本費、通信運搬費、会議費、雑役務費等

(6)台湾側による支援

日台間の科学技術交流のための共同研究という趣旨から、共同研究相手の台湾側研究機関に対しても、台湾側支援機関より経費の支援が行われることが望ましいと考えておりますので、台湾側研究機関においては、台湾の国家科学委員会(担当部署：国際合作処)等の共同研究事業に応募してください。

(7)支援対象の決定、通知

支援対象として採用される場合には、協会よりその旨(支援経費額を含む)が通知されます。

2.経費支給手続き

(1)請求について

経理事務担当者は、採用通知の後、協会の定める期日までに「共同研究事業費交付申請書」(様式2)を提出してください。同申請書に基づき、協会は指定の口座へ送金します。事業費の交付前であっても、採用通知後であれば、旅費及び研究費を必要最小限、立て替え払いにより支払うことが可能です。

(2)旅費の手続きについて

日本側参加者に係る手続き

)出張の手続き等

代表者及び参加者が出張する場合には、当該参加者の所属機関長等の旅行命令により出張してください。

参加者に出張を依頼する場合には、代表者の所属機関長（又は所属機関長から委任を受けたもの）から、参加者の所属機関長等（旅行命令権者）に対して、出張依頼書を送付してください。

出張に係る関係書類は、代表者の所属機関の旅費規程等で定められた様式を使用してください。

なお、日本側参加者による第三国出張の際は、第三国出張届出（様式3）を事前に協会に提出してください。

）旅費の計算

旅費は、代表者の所属機関の旅費規程等により算定してください。なお、必要に応じて減額して支給することがあります。

）外国旅費及び国内旅費支給に係る留意点

(A)本用務と他の用務とを併せて1回の出張をする場合は、本経費と他の経費との負担区分を明らかにしてください。

(B)外国出張の際は、海外旅行傷害保険に加入する等、危機管理は出張者本人の責任において行ってください。

台湾側参加者に係る手続き

）来日届、離日届、領収書の提出

来日する台湾側参加者は、来日後、離日便が決定次第、「来日・離日届」（様式4）を作成してください。また滞在費等を受領した場合は、受領後に「領収書」（様式5）を作成し日本側代表者又は経理担当者がこれを保管の上、収支報告書とともに提出してください。

）旅費の計算

旅費は、代表者の所属機関の旅費規程等により算定してください。なお、必要に応じて減額して支給することがあります。

）海外旅行傷害保険

保険料は、代表者の所属機関の旅費規程等により算定・加入してください。

(3) 研究費の手続きについて

研究費を使用できる費目と適用項目は次のとおりです。

消耗品	消耗品の購入に要する経費（機関において保存、閲覧の目的で購入する図書、当該研究に密接に関連しない消耗品、備品及び金券は対象外）
-----	---

謝金	資料の作成、整理、研究の補助等、短期的な補助作業を行うものに対する謝金（算出方法、手続等は、代表者の所属機関が定める規程等に基づき、社会通念上、妥当と思われる額の設定とする）
----	---

その他	通信運搬費	切手購入費、国際電話・ファックス料金、研究資材の運搬費、車両借り上げ料等
	会議費	会議室及び会議に係る器具備品の借料、お茶やコーヒー、最低限の食事等
	印刷製本費	成果刊行物等の印刷製本に要する経費
	雑役務費等	コピー代、写真現像代、業務委託による翻訳料、銀行振込手数料等の経費、学会参加費（共同研究による成果を発表する場合）、論文投稿料等

次のものには使用できません。

設備・備品の購入

謝金での

- a) 研究支援補助者等の雇用経費、又は継続的な雇用とみなされるような支出
- b) 当該共同研究の参加者に対する謝礼

印刷・製本費での

- a) 販売を目的とした印刷製本
- b) 相手国開催セミナーの本会合に係る印刷製本

会議費でのアルコール飲料代

学会参加費での懇親会費

エクスカージョン経費での昼食代等の飲食費

その他、事業と直接的な関係が認められないもの

### 3. 変更・中止に関する手続き

実施計画の変更をしようとするときは、原則として事前に協会に通知し、又は承認を得てください。但し、軽微な変更についてはこの限りではありません。

( 1 ) 協会による事前の承認が必要なもの。

「共同研究事業実施計画変更申請書」( 様式 6 - 1 ) を提出し、その承認を受けて下さい。

代表者の変更

各費目の増減が支援経費の 5 0 % に相当する額を超える変更

事業の追加又は中止

( 2 ) 協会に対し事前の通知が必要なもの。「共同研究事業実施計画変更通知書」

( 様式 6 - 2 ) を提出してください。

表者の所属機関の変更

台湾側代表者の変更

実施計画に記載されていない参加者の追加

各費目の増減が支援経費の 3 0 % に相当する額を超える変更

( 3 ) 協会に対して事前の通知は不要なもの。

実施計画に掲載されている参加者の所属変更

各費目の 3 0 % 以内の支援経費の変更

旅費単価の変動による計画申請書記載の経費額の微変動

( 3 ) やむを得ず事業を中止する場合には、書面( 形式適宜 ) にてその旨協会に届け出をし、既に使用した支援経費の精算を速やかに行ってください。

#### 4 . 事業の継続

翌年度に継続を希望する事業については、新規申請と同様に改めて申請を行ってください。但し、それまでの研究状況及び申請状況等によっては、不採用または支援経費の減額をすることがあります。

#### 5 . 報告書の提出及び精算

代表者は、当該事業終了後、翌月末または年度末( 3 月末 ) のいずれか早い日までに「共同研究事業報告書」( 様式 7 ) 及び「共同研究事業収支報告書」( 様式 8 ) ( 経費使用を証するレシート等を添付する ) を協会に提出して精算してください。

なお、大学等で既存の様式がある場合はそれを使用することも可能です。

多年度にまたがる事業についても、各年度毎に提出してください。

支援経費に残金が生じた場合には、 の収支報告書提出と同時に協会に返金してください。

## 6．その他

### ( 1 ) 研究成果物の公表

共同研究によって生じた研究成果が学会誌や新聞等のメディアで紹介された場合は、その写し等を協会に提出してください。( 提出された記事等については、必要な手続を行った上で、協会の出版物及びホームページに掲載される場合があります。 )

共同研究によって生じた研究成果の公表に際しては、当該事業名を記載し、財団法人交流協会( 英語名称 : Interchange Association, Japan ) による支援を受けたことを明記してください。

なお、本事業の英語名称は Japan-Taiwan Joint Research Program です。

### ( 2 ) 事故、病気、災害等

共同研究事業実施期間中に生じた傷害、疾病等の事故や災害については協会では責任を負いません。

### ( 3 ) 研究成果物の取り扱い

本事業の実施により得た研究成果物( 特許権、実用新案件その他の知的財産権、試料ならびにソフトウェア等 ) の権利の帰属について、協会は関与しません。

### ( 4 ) ご提供頂いた個人情報、利用目的に必要な範囲内を超えて利用することはいたしません。

## 7．連絡先

財団法人 交流協会 技術交流部

〒106-0032

東京都港区六本木 3 - 1 6 - 3 3

青葉六本木ビル 7 階

TEL:03-5573-2600 ( ex23) FAX:03-5573-2601